

問い合わせ先	こども未来局こども青少年支援部	
	5 0 4－2 7 2 3	
	中区福祉課	5 0 4－2 5 6 9
	東区福祉課	5 6 8－7 7 3 3
	南区福祉課	2 5 0－4 1 3 1
	西区福祉課	2 9 4－6 3 4 2
	安佐南区福祉課	8 3 1－4 9 4 5
	安佐北区福祉課	8 1 9－0 6 0 5
	安芸区福祉課	8 2 1－2 8 1 3
	佐伯区福祉課	9 4 3－9 7 3 2

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

区 分	住 宅 資 金	転 宅 資 金
対象災害	火災、風水害、地震など	火災、風水害、地震など
貸付対象	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、又は40歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、住宅の建設、購入、改修等を行う方	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、又は40歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、転宅される方
貸付限度額	2 0 0 万円 (改修資金は1 5 0 万円)	2 6 万円
据置期間	貸付けの日から2年以内	貸付けの日から6か月間
償還期限	据置期間経過後7年以内 (改修資金は6年以内)	据置期間経過後3年以内
貸付利子	保証人を立てた場合、無利子 保証人を立てない場合、年1.0%（据置期間中は無利子）	
受 付	区福祉課	
申込期間	被害の日から1年以内	

※現在、貸付金を償還中の方について、一定の要件に該当するときは、償還金の支払猶予や違約金の減免を行います。